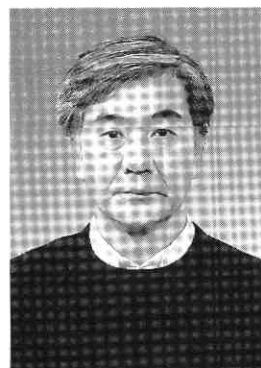


国民と森林

2004年・春季
第 88 号



国民森林会議



オレゴン州森林施業法による 森林規制の手法

餅田 治之

(筑波大学農林学系教授)

アメリカには日本における森林・林業基本法や森林法に相当する連邦法はなく、これに代わるものとして、いくつかの州が森林施業法 (Forest Practice Act) を制定している。ここでは、アメリカの森林施業法の中でもとりわけ規制色の強いオレゴン州の森林施業法を例にとり、その森林規制の手法を概観してみたい。

オレゴン州森林施業法は規制の手法として、森林所有者ないし森林施業担当者に対して、施業の種類によって、①施業実施の届け出 (一般の森林施業の場合)、②施業計画書の提出とその承認 (水辺地域や重要な野生生物の生息地からある一定距離以内での施業を行う場合)、③許可申請 (水辺地域や土砂崩れの恐れのある地域における林道建設や木材伐採、貴重種の生息域での森林施業等の場合) のいずれかを求めている。

伐採と更新については、伐採後次世代の樹木が更新し、かつ成長が継続していなければならないとして、その責任を伐採する業者に對してではなく、森林所有者に求めている。

具体的には、伐採跡地には森林の更新のために、その土地の地利級に応じて、①一エーカーあたり一〇〇〜二〇〇本の稚樹を残すか、②一エーカーあたり六〇〜一二〇本の若木が残されているか、③胸高直径一インチ以上林木の胸高断面積合計が一エーカーあたり四〇〜八〇平方フィートあるか、④これらを組み合わせて同等以上の樹木が存在すること、のいずれかの状態にあることが義務づけられている。

しかし、残存木や稚樹が全く残されていないような皆伐が禁止されているわけではなく、①最大限一伐採ロット二〇エーカー (約四八旭) まで、②皆伐後二年以内に上記の条件が満たされるように造林し、その後六年間は保育しなければならないこと、③皆伐面積が二五エーカー以上の場合には、造林・保育の義務とは別に、森林に生息する野生生物保護のために、やはり地利級に応じて一定数の「野生生物のための生きた樹木」および「伐倒した丸太」を林地に残さなければならないこと、④一人の森林所有者が皆伐を続けて行

う場合には、三〇〇フィート以上離さなければならぬが、最初の伐採跡地の更新樹木がある一定の条件まで成長すれば隣接して皆伐してもかまわない、とされている。

以上はオレゴン州森林施業法の森林規制のほんの一部であり、実際にはかなり複雑な内容を持っている。規制ルールの変更や申請の許可を行うために行政組織とは別の第三者組織が作られ、行政組織は森林所有者が違反を行っていないかどうかのチェックを行う。

このようにオレゴン州の森林施業法は、森林は人間が使うだけでなく、そこに住む野生生物のもでもあり、野生生物にとって良好な環境は人間にとっても良好な環境で、それを維持することを基本的なコンセプトとし、そのために森林所有者に対し常に森林がある一定の状態以上に維持されていることを義務づけている法律である。その内容は直接的でかなり規制色が強い。またこの森林規制を実行するための補助金・補償金などは基本的には設定されておらず、森林維持のためのコスト負担は森林所有者の責任となっている。

季刊 国民と森林

No.88 2004年春季号

● 巻頭言		
オレゴン州森林施業法による森林規制の手法	餅田 治之	2
● 「木材生産と森林機能類型に思う」		
	植木 達人	4
● 提言委員会15年度中間報告		
	藤森 隆郎	8
● 萩野敏雄著「日本国際林業関係論」読後感		
	山田 純	12
● 国民森林会議第22回総会議案		14
● 森林フォーラムの活動		20
● ハヶ岳自然と森の学校		
2004年度の開講ご案内		23
● 切り抜き森林・林政ジャーナル		27
● アトランダム雑誌切抜き		29
● 地球温暖化防止のための森林の役割		
	林野庁	31

自然遊歩道 F20号

小林金三(札幌在住)

冬の間週一回の裸婦のデッサン会に通っている。基本に帰れ!といった殊勝な志からではない。勝手気ままに描こうと、至って気軽な気持ちからだった。が、そうはいかなかった。プロのモデルさんがポーズをとった瞬間にさあっと緊張が走り、老若男女の描き手がいっせいに手を動かす。あっという間に時間が過ぎる。最後の6分、4分、3分、2分のクロッキーのためのポーズに追いつけない。感じたことのない肩こりが、ずっしりと残る。帰りピアホールで小の生2盃をゆっくり空けながら、ほっと息をつく。若い裸婦から元気を戴こうという冬の遊歩道散策はぼくには重い。自然の遊歩道を歩く心境に、いつ到達できるのか。

表紙の言葉

目次題字 隅谷三喜男

ひるがえってわが国における森林規制をみると、平成一四年、森林・林業基本法の制定により、従来の木材生産重視の政策から、森林の持つ多面的な機能をより重視する政策への転換が図られた。そのための手法として新たに森林・林業基本計画の中に、全国の森林を①水土保全林、②森林と人との共生林、③資源の循環利用林の三つに区分するゾーニング制度が導入され、それぞれのゾーンに区分される森林面積の目標数値と誘導の考え方が示された。しかしこれは目標を示しただけであり、森林施業を具体的に規制するものではない。森林施業の規制は従来と同様に森林法

の範囲にあるが、その手法は大きく見れば計画制度と保安林制度で、皆伐跡地の再造林の義務、皆伐面積の制限、伐採跡地の森林の状態についての要請事項など、具体的な施業についての強制が行われるわけではない。たとえば造林についてみれば、補助金をもらおうとしたらある一定の条件の範囲で施業しなければならぬとされているだけである。乾燥が激しく放置しておけば自然の山火事が頻発したり、皆伐後の森林再生に時間がかかるアメリカ・オレゴン州と、湿潤で手入れを怠れば自然林に回帰してしまう日本の森林の条件の違いを考えれば、アメリカの森林規

制の手法を日本のそれと直接比較することはあまり意味のないことかもしれない。しかし、法律で規定された森林管理手法のなかに示された自然に対する人間のスタンス、人間がどのように自然と対峙するかという点で見ると、その違いは大きな意味を持つてくるのではないか。

「木材生産と森林機能類型に思う」

植木達人

(信州大学農学部)

一 技術と生産

当たり前の話だが、樹木は林業における対象物であり、林地は林業生産の場を提供する。また林業は経済行為である。経済行為は社会の需要との関係の上で成り立つ。木材を生産したから林業が成り立つのではない。木材を欲しようとする社会があるから林業が成り立つのである。さらに森林に対する社会の要求は、森林の理解の深化と社会の成熟化に伴って拡大し複雑化する。

ところで私の研究分野は森林施業／経営計画であるから、さまざまな発想を持つ森林・林業関係者との現場での会話を楽しみしている。また現場を丁寧に見て歩くと個別の技術の多様性はお存在していると実感する。そういう意味では林業経営の浮沈と新たな進取的技術あるいは萌芽性は、緩やかな関連性しか持たないのかもしれない。しかしこうした個別技術の多様性の現様相は、まさに個別技術のレベル段階で

あって、しかも「オッ！」と思う技術であっても、差し当たっての工夫であったりその場しのぎの技術である場合も多く、経営全体の中でのその位置付けや役割、施業の最終目的を不問にしたまま実施されていることに気づく。これを個別技術の「疎外化」と表現してよいだろうか。

そうした中で林業としての業の持つ意義は実に奥深いと実感している。この点は生物資源を相手にする農業も漁業も基本的に同じであろう。すなわち人類は自然への問い掛けと干渉によって技術を高め、人と自然との関係を深めつつ文化を育んできた。自然物である樹木・森林はヒトの誕生とともに資源化され、徐々に高度化する加工技術のもとで、人間としての発展および豊かな社会形成に大きく貢献してきた。この事実は極めて重要である。物を生産するということは人間に与えられた基本的な特権である。

しかし人類はやがて自然が持つ再生能力を超える生産技術体系を獲得していく。資本主義社会での企業活動は一般に利潤の追求が基本原則

であり、設備の大型化、拡大再生産化を指向する。しかしいざ、自らの生存基盤を喪失しかねないほどの高度な技術体系の内部矛盾に出くわす。この生産技術体系はわが国の林業界にあつては「生産力増強計画」あるいは「木材増産計画」の時代に最も当てはまると考えてよい。「短伐期―大面積皆伐作業」方針下の林業経営である。

二 今日の森林機能区分への疑問

今日、外材が国内市場を席巻し、森林資源のストック政策、森林の公益的機能重視の政策が唱えられて久しいが、現実の森林ではいったい何が起きているのか。公益的機能と称される林分は、実質的にその機能に相応しい状況に誘導されているのであろうか。森林の機能区分によるゾーニング手法はすでに市民権を得たような感があるが、果たして森林の機能を高めるうえで有効な手法といえるのであろうか。長い間の疑問は未だ解けない。

ゾーニングは国産材生産の落ち込みとともに、森林の存在理由をどこに求めるかといった際、自然保護擁護論とは同時に水源涵養や国土保全等の「公益的機能論」の台頭に乘じて、森林を単純目的化し、資源ストックの根拠に持ち上げた感さもある。しかしそうした機能の実現に当たって、断片的に個別技術レベルでの工夫があったとしても、新たなニーズを支えるだけの新たな技術的枠組み（作業法）を見出せず、結局、従来の技術的枠組みの改良型（皆伐作業を中心とする人工林施業の延長としての「漸伐作業」や複層林施業）にさえも体系的に組み込むことができなかった。むしろゾーニングが国産材にたいする非生産体制のさらなる先導役を担った感さえ持つ。最新の国有林の「管理経営の指針」を見ると、機能タイプ別に施業群・生産群が分類され、さらにそれぞれの施業方法まで丁寧に述べられている。しかしその多くが実行段階において理念から踏み出せないもどかしさを抱えたままである。公益的機能という森林の「質」が問われる部分に対して、樹木生理や森林動態、自然現象に対する様々な知識が未だ不足しており、加えて木を伐って山を造る経済行為としてのインセンティブの欠落が「質」の劣化に拍車をかけている。人間の本源・特権である物（木材）を生産するという視点から公益的機能論を展開しなければ、実質的な展望が持たないとさえ感じる。

三 森林機能区分の問題点

表1-1-3は、国有林の森林の機能類型別（地種別）の面積推移を見たものである。一九八〇年までの第一種林地はいわゆる国土保全や水源涵養に供する森林であり、今日の水土保全に相当すると考えてよい。また第二種林地は木材生産林であり、今日の資源循環林に相当するものである。また時代的な特徴として、一九六〇年度は「生産力増強計画」後の木材生産を重視していた時代であり、一九八〇年度は財界からの公益的機能・ストック重視が叫ばれ、国有林もそれを迎える形で「国有林の新たな森林施業」、国有林野事業改善特別措置法を制定し、事業規模の縮小、人員整理、請負化が進む時代的背景を持つ。さらに一九九二年度は一九九〇年の臨時行政改革推進審議会答申を受けて、一層の合理化と民営化の徹底が国有林野に求められた。そして二〇〇〇年度は林政答申「林政の基本方向と国有林野事業の抜本的改革」が出された後の機能類型区分である。

これを見ると幾つかの特徴がうかがえる。まず、まさに政策の反映として木材生産重視から水土保全重視へ大きくシフトした点である。これは政策のイメージを最も分かりやすい方法で伝えるには機能区分は有効なかもしれない。しかし現実の森林はそう簡単に機能区分できるものではないことは誰でも知っている。森林は複数の機能を持ち併せている。そうであるから先人達は急峻な地形が織りなす深い谷や沢まで

表-1 1960年度および1980年度の地種区分

機能区分	1960年度 (S35)		1980年度 (S55)	
	面積 (ha)	%	面積 (ha)	%
総数	立木地総数	6,679,826	6,863,187	100
	人工林	1,136,278	2,171,515	32
	天然林	5,543,548	4,721,672	68
第1種林地	立木地総数	2,136,638	4,021,400	58
	人工林	137,967	882,183	13
	天然林	1,998,671	3,139,217	46
第2種林地	立木地総数	4,255,695	2,728,858	40
	人工林	943,830	1,202,256	17
	天然林	3,311,865	1,526,602	22
第3種林地	立木地総数	287,493	142,929	2
	人工林	54,481	87,076	1
	天然林	233,012	55,853	1

表-2 1992年度の森林機能区分

機 能 区 分		1 9 9 2 (H 4)	
		面積 (ha)	%
総 数	立 木 地 総 数	6,958,776	100
	人 工 林	2,324,056	33
	天 然 林	4,601,107	66
国 土 保 全	立 木 地 総 数	1,308,494	19
	人 工 林	214,720	3
	天 然 林	1,088,117	16
自 然 維 持	立 木 地 総 数	1,039,339	15
	人 工 林	12,640	0
	天 然 林	1,025,845	15
森 林 空 間 利 用	立 木 地 総 数	579,383	8
	人 工 林	137,226	2
	天 然 林	439,936	6
木 材 生 産	立 木 地 総 数	4,024,115	58
	人 工 林	1,959,006	28
	天 然 林	2,040,221	29

表-3 2000年度の森林機能区分

機 能 区 分		2 0 0 0 (H 2)		
		面積 (ha)	%	
総 数	立 木 地 総 数	6,915,057	100	
	人 工 林	2,297,664	33	
	天 然 林	4,617,313	67	
水 土 保 全 林	総 数	立 木 地 総 数	3,938,196	57
		人 工 林	1,428,619	21
		天 然 林	2,509,523	36
	国 土 保 全	立 木 地 総 数	1,232,405	18
		人 工 林	201,575	3
		天 然 林	1,030,806	15
水 源 涵 養	立 木 地 総 数	2,705,791	39	
	人 工 林	1,227,044	18	
	天 然 林	1,478,717	21	
森 と 人 と の 共 生 林	総 数	立 木 地 総 数	1,643,751	24
		人 工 林	149,851	2
		天 然 林	1,493,885	22
	自 然 維 持	立 木 地 総 数	1,073,372	16
		人 工 林	14,630	0
		天 然 林	1,058,737	15
	森 林 空 間 利 用	立 木 地 総 数	570,379	8
		人 工 林	135,221	2
		天 然 林	435,148	6
木 材 生 産	立 木 地 総 数	1,325,658	19	
	人 工 林	718,733	10	
	天 然 林	606,915	9	

入植し、土砂流出の危険を未然に防ぐ知恵と、そこで暮らすための水を確保し、裏山の木材を生活の糧として利用してきた。大げさな言い方もかもしれないが、居住地は森林の中にあり人々は有形無形の森林の機能を同時に享受してきた

のである。そういう意味では、一九九二年の機能区分は、水源涵養機能を全ての森林に被せた点において評価に値する発想であったといえるかもしれない。

またもうひとつの特徴は、機能区分面積の振

れが大きい点にある。例えば木材生産に関していえば、一九六〇年度では四二六万ha(六四%)であったものが、一九八〇年度には二七三万ha(四〇%)にまで減少し、一九九二年度では四〇二万ha(五八%)と再び急増し、二〇〇〇年

度では一三三万ha(一九%)と再び大幅に減少した。こうした振幅の大きさは何を物語るのか。森林の機能とはわずか一〇年程度で変わるものなのか。しかもそれぞれの機能の理念は示されても、現実の森林に対する区分説明が十分なされていない。森林の機能区分を前提とした数値目標の設定は、現実林では極めて困難であり、形而上的発想は森林の持つ本質を見失い、机上の設計がますます現場の技術を疎外化する方向に導きかねない。

さらに技術的問題に言及するならば、たとえば一例として水土保持の国土保全(表層土壌流出・崩壊防止)機能と水源涵養機能の向上に対する林分の取り扱いの違いをどう見るか。両者のそれぞれの機能を高めるうえで重要となる森林構造上の決定的違いは何か。これまでの治山分野での研究成果をもとに検討するならば、表層崩壊防止機能においては、皆伐後の植栽地の根系による土壌緊縛力の点と林分蓄積量(およそ一〇〇m³/ha以上を目安とした蓄積量の維持)において重要な指摘(注1)がなされている。また洪水緩和機能は降雨量の地域差による広葉樹の役割などが指摘されている。しかし表層崩壊防止、表層土壌流出、洪水緩和、水質保全のいずれの機能においても、森林構造上の問題では多くの点で共通する部分が多い。例えば高年齢の優位性(表層崩壊では一部林齢五〇年生以上で危険度が高まる測定結果もあるが(注2)、高い蓄積量、根系の発達度、針広混交林の有利性、下層植生の重要性等々)ともに共通

する部分であり、これらは樹種の選択の部分と育林技術の如何に関わっていると云っても過言ではない。したがって望ましい森林像は皆伐一斉林造成を除けば、日本の森林生態系の再生能力と保育作業の徹底によって水土保持の機能は現在を上回る成果が期待できるものと判断される。

したがってここで注意すべき事は、われわれは林地も含めた森林に対する知識はそれほど多いわけではなく、基本的には樹種の多様性と長伐期化、それを保証する育林技術の完遂を果たすならば公益的機能の向上は一定程度保証されるであろうと認識すべきであろう。これらは現在の木材の生産技術・利用の状況から見ても決して矛盾するものではなく、木材生産と公益的機能はかなりの部分で一体的に相乗効果をもたらすものと捉えるべきであろう。木材を利用することによって森林と豊かな下層植生および土壌を造り、その結果清らかな水が保全される。故宇佐美氏(元宇都宮大学・農業経済教授)の「環境創造型農業」の言葉を真似るならば、木材生産を通じて森林・林地を保全する「環境保全創造型林業」の指向・視点は極めて重要である。

また敢えてもう一点技術的な問題に触れるならば、現在最も深刻な問題のひとつに、戦後造林の人工林の取り扱いをどうすべきかという点である。採算性の問題から間伐作業も遅々として進んでいない。そういう状況にありながらなお点状の二段林施業(複層林施業)を推奨しよ

うとする向きがある。しかしこの二段林施業は見た目ほど簡単ではなく、長期的に細かい配慮を必要とする高度な技術と作業の非効率性とコスト高が施業主体にとっては大変厳しい。表層土壌の流出防止や土壌の発達を促したいならば、適切な間伐をおこない下層植生を豊かにすることこそ現実的対応といえるであろう。同様に公益的機能に有利とみられがちな「択伐作業」についても林分構造上、技術上、経営上の周到な配慮が必要であろう。

最後に、与えられた紙幅においてこうした森林の本質的問題に言及することは、そもそも私の能力を越えた作業と痛感するところであり、舌つ足らずで誤解を招く恐れを多々感じている。どうかその点をご容赦願いたい。

(注1) 川口武雄：『森林の土砂崩壊防止機能』(社団法人) 日本治山治水協会、

P 32、一九八七

(注2) 同 P 65

提言委員会一五年度中間報告

藤 森 隆 郎

(提言委員会委員長)

一 はじめに

国民森林会議の提言委員会は、二〇〇一年に策定された「森林・林業基本計画」の運用や今後の見直しと改定に向けての提言を三年計画で作成することとし、現在二年目の作業を進めている。一年目の提言「機能区分と施策について」の内容は「国民と森林」二〇〇三年・夏季(第八五号)に掲載されている。二年目の今年度は「木材の利用について」検討し、これから取りまとめ作業に入るところである。ここでは現段階までの検討内容を報告するが、この内容を踏まえながらさらに検討を深めていく。提言書の章立ては改めて検討する。

上述した一年目と二年目に続き三年目は「森林・林業・林産業全体について」の提言を行うことになっている。二年目の活動は、これまで六回の委員会を開き、延べ九人の専門家を招いて話を伺い、それを参考に討議を進めてきた。これからまとめようとする内容の概略を紹介す

る。

二 本年度提言の基本的な考え方

長い人類の歴史を通して、われわれは森林から様々な機能の恩恵を受けるとともに木材を生活の必需品として活用してきた。しかし近年の化石物質などに強く依存する生活様式への変化と環境や伝統文化への視点を欠いた経済システムの規模拡大などにより、地域社会の崩壊や地球環境にいたるまでの様々な問題に直面している。木材は人間の感性や健康に適合する材料であり、地域の循環型社会のシステムに寄与し、結果として地球環境保全にも寄与するものである。

一方生活様式が豊かになり、経済規模が拡大するにつれて木材の利用量は増え、国際的な木材の輸出入の動きが大きくなり、そのことにより森林破壊が大きく進んでいる地域がある一方、わが国のように宮々と造成してきた森林が伐採できずに放置されている地域もあるなど、持続

的な社会や森林管理に反した状況が広がっている。そのことから木材の適切な利用法を考え、持続的な森林管理を考えていくことが重要である。

上記のことを踏まえて今年度「木材の利用」を検討することは、①環境保全の面から化石系資材に代わって木材の利用を拡大すること、②木材の中でも国産材の満度の利用を実現し、それにより山村を活性化および森林整備の条件を整えること、である。

国民生活における木材利用の歴史と現状を検証して、わが国および地域にふさわしい木材の利用のあり方を検討しつつ、その中へ国産材、地域材を満度に利用するようなシステムを構築する、という方向で議論を進めていく。

長期的に見て、日本の自然・森林の特徴と木材利用の特徴とができるだけかみ合うことが好ましいと考えることが妥当であり、その考えを上述した人々の嗜好や各地方の伝統的建築様式などと照合していくことが大切である。このこ

とは木材の利用を通して日本の森林を考えていくことであり、日本の森林の樹種の多様性に合った木材利用の多様性を考えることでもある。

三 木材に対する需要の変化

建築物についてみると、日本の長い歴史を通して民家や神社・仏閣などの建築物はほとんどが木造の軸組工法によるものであり、そのため製材用材は一貫して重要であった。薪炭材の利用は、電気やガスなどの普及（化石エネルギーの使用と関係深い）に伴い、特に一九五〇年代頃から急減し、現在に至っている。パルプ材の需要は明治以降に高まり、特に第二次大戦後の復興期以降はその需要量は製材用材と肩を並べる大きなものとなっている。

昭和三六年の木材貿易の自由化に伴い、安い外材の輸入が進行し、それ以前の自給率九〇%前後から現在では一八%にまで落ち込んでいる。しかしその中味を見ると製材用材の自給率は、昭和四〇年代の半ばから現在まで約四〇%から三〇%ぐらゐまでの減少であり、平成以降は横ばい状態である。しかし製材用材の輸入は丸太から製材品や集成材などの加工材に多くが変わってきている。

高度経済成長期には、農山村から都市に移住した住民に住宅を供給するために、狭くて低質な木造の戸建住宅や非木質の集合住宅が多く建てられた。そのためもあって木造住宅の平均寿命は二〇数年とされているが、伝統的な木造住宅はメインテナンスがよければその何倍もの長

寿命であることは証明されている。伝統的な在来工法の家には国産材が多く使われている。近年、都市住民で農山村へ移住したいという人たちが増えているが、そういう人たちは伝統的な在来工法への嗜好性が高いといわれている。今後木造住宅を普及する上で、そのような人たちの動向や農山村の住宅に注目し、その長所を参考にしていくことが必要と考えられる。非木質系の住宅が増えている一方、一般住民にアンケートをとると、木造住宅に親しみを感ずるといって人が九〇%以上であり、木造で家を建てるとしたら国産材を使いたいという人が七〇%を占めるというデータがある。このような木材利用の動向を踏まえて、どのように国産材の利用を増やしていくかを検討していくことが必要である。

四 木材利用のあり方

木材利用の意義

生態系の物質循環に沿った木材は、地域の循環型社会のシステムに寄与し、結果として地球環境保全にも寄与するものである。したがって木材の利用は、製材用材からエネルギーなどの利用による分解までの様々な段階の利用を考える必要がある、社会システムと関連させてそれを考えていくことが必要である。そのような構図の中で、林業と林産業にとって基本的に重要なのはその使用量と経済価値の大きさから製材用材の利用である。

製材用材の利用

上述したようにその使用量と経済価値の大き

さから一般建築用の製材品の利用のあり方が重要である。ただし製材用材の中には社寺建築用部材・建具・家具などが国の伝統的文化につながるものも含まれており、それらの利用のあり方も重要である。次章の「国産材利用の推進方策」では製材用材の利用を中心に検討を行う。小径木等の有効利用

現在の森林の状態において、間伐材、特に小径間伐材の有効利用を図ることは、林業経営的にも環境保全的にも重要な課題である。小径間伐材の有効利用は大きく分けて二つの方法がある。一つは、できるだけ輸送と加工のコストをかけないで生産場所の近くで丸太のまま利用することである。化粧土留め、集計用土木資材、木工沈床、自然木フェンスなどであり、これらはデザイン性と施工の仕方のシステムづくりによって価値を高めることができる。これからは公共事業におけるこの方面の需要を生かすことが大切である。もう一つは、デザイン性に優れた付加価値の高い家具などの製品を作ることによって収益を高めることである。デザイン性を生かせる職人を育て、その人たちが結果すればこのことは可能になる。末端価格を高めることによって収益を高め、それを山元に還元することができると。また末木や廃材などをバイオマスエネルギーなどに利用するシステム作りが必要である。

バイオマスエネルギーとしての利用

製材所での廃材、解体廃材、未利用間伐材などの合理的回収システムを整備して、地域の材

を地域のエネルギーとして利用し、地域循環型社会に寄与することは重要である。ここでの「地域」とは、ほぼ「流域の範囲」とみなすものである。以下に出てくる「地域」も断りが無い限り同じである。熱電併給システムのプラントにより、地域の材を使って電気と熱を地域に供給することはエネルギーの輸送ロスを小さくする。さらに薪炭を家庭で利用するゆとりのある生活はエネルギーの輸送ロスを最小にする利点を持つ。

五 国産材利用推進の方策

製材用材の仕向け先の主流を占め、かつ市場で外材製品等と競合しているのは、一般建築用の製材品である。社寺建築用部材、建具、家具などの分野は量的に小さいが、わが国の文化・芸術の保存から重要な分野である。

日本は世界有数の森林国でありながら、外材が大量に輸入され、国産材の自給率は平成一三年時点において製材用材で二〇%余り、バルブ・チップ材で一〇%余りとなっている。近年の自給率の低下は、木材需要の低下によるのではなく、森林伐採の減退によるところが大きい。とりわけ製材用材については、地域の林業・木材産業を活性化して住民の雇用と所得の増大に繋ぐためにも、自給率の目標を定め、その達成に向けて各種改善の施策を講じるべきである。

現状を見ると、国産材の伐採・流通・製材加工のシステムは複雑で取引のロットも小さく、外材や非木質建材と太刀打ちする競争市場の中

では、供給コストの面で不利な状況に置かれている。民有林の伐採が少量分散的であることに由来するある程度のコスト高は免れないが、上記のシステムの改善などによってコストを引き上げることが望まれる。またそれとともに、国産材やその製品が市場で外材から差別化されるように、いわば「地産地消」体制の樹立を目指して消費者に働きかけることが重要である。

次に製材加工面については、商品性を高める必要があり、そのために乾燥などにより価値を付加することは必須である。反面、これに伴う追加コストをカバーするためにも、加工コスト低減のための構造改革が推進されなければならない。その要諦は、まず製材工場の零細性を克服し設備を充実することである。それには原木の入荷、製品の出荷の両面で取り扱いのロットを大きくする必要があり、それに適した流通施設を整備することも大切である。なお、かかる要請に対応して近年加工施設の団地化が進んでいるが、その際には、横断的に集団化するだけでなく、集材製造などの高次加工施設や製品検査施設を併設してコンビナート化を図ることが望ましい。

全体として、生産・流通・加工の各段階を担う企業間の物流を円滑にすること、流通コストを抑えることが大切である。コスト低減のためには、円滑な物流を損なわない限り流通経路のショートカットを図ることが望ましい。またその前提として、個別企業にあっては、取引

における量（人数）・品質・納入時期の正確さに基づいて信用を確立し、ひいては企業銘柄（あるいは複数企業の共同による地域産品としての銘柄）を獲得する努力が大切である。

他方、社寺建築用・家具用などの特殊材の場合は、相対的商談で取引するケースが多いが、この場合は、売り手と買い手が対人信頼関係に基づき対等の立場で生産の技術や材利用の方法についてやりとりし、双方が納得する取引を実現させる環境を整えることが重要である。

国産材の利用推進に向けたアプローチの中で、職人技術を生かした家づくり、家具づくりを重視することが大切である。地域の自然の特色と地域の材の扱いに精通した職人の仕事によって地域産材が生かされ、国産材の評価が高められる。そのような職人の技術の伝承、育成はきわめて重要である。地域の中小住宅メーカーはそのような職人技術の評価によって大手メーカーとの棲み分けを図ることが大切である。

総じて木材の利用を促進するためには、(1)地域循環型の家づくり、(2)地域の木造公共施設、(3)文化財建造物の保全と再生、という三つの柱がある。これら三つの実践はいずれも関連し合うものである。「地域循環型の家づくり」は、長寿命であることを必要とし、伝統工法の再評価、地域材の活用と地域技術の継承を必要とする。「地域の木造公共施設」は新しい木造工業技術との結びつきが強い。「文化財建造物の保全と再生」は、大径材、椀皮の供給などが難しくなっており、文化財を支える森づくりが大切

である。木造の街並みの保存と古民家再生が重要であり、それを通して職人育成が図れる。よいものを大事にし、修理技術を大事にすることは木材利用において重要なことであり、これからの家づくりに重要な視点である。

外材に対する国産材の差別化を目指す理由の一つに輸送に要するエネルギー量を少なくすることがある。国産材の中でも地域材としての差別化を目指す理由の一つに同じことがあげられる。その点から地域材を使用することの意味があり、そのことを消費者が理解する働きかけが必要である。よく管理された地元の森林から生産された材であること証明するラベリングなどはその一手段であり、NPOがその役割を果たしているところもある。

ユーラシア・ブックレット No.58

『ロシア極東の森林と日本』

菊間 満・林田光祐 共著

A 5 判・64頁・本体600円

本書は、わが国の国有林政策が転換を迫られているいま、日本の北海道・東北地方とよく似た生物相を示すロシア極東、特に沿海地方の森林について、非木材生産が大きなウェイトを占めるその森林経営と地域社会が、今後の日本の林業にとって重要な「先行指標」になりうるという観点を示しています。

また戦前には樺太、戦後にはシベリアの森林環境を破壊してきた日本がいま国内の森林再生を迫られているという現実を前に、著者はまず日本とロシアに共通する森林問題についての基本的な見方を提示し、読者のロシアの森林に対する興味が増すことを願っています。

企画・編集＝ユーラシア研究所・ブックレット編集委員会

発行所＝株式会社東洋書店

〒162-0805 東京都新宿区矢来町 97

電話 03-3269-2961 FAX 03-3269-2110

<http://www.toyoshoten.co.jp>

〈菊間満氏（山形大学教授）は、国民森林会議の通常会員です〉

萩野敏雄著 「日本国際林業関係論」 読後感

山田 純

(国民森林会議事務局長)

域産材や国産材の販路を伸ばしたいという気

持ちは、ともすると産地形成や市場への適応を如何に進めるかという議論になりやすく、また半面では、市場や競争そのものをどう見るか、そしてそれらが現在の国際的な経済関係の中で、あるいは一国の経済政策全体の中で基本的にとどのように規定されているのかという視点を欠落させた形の議論になりやすい。また、視野が国際的なものであっても、多くはどのようなようにして外材が優位性や主導性を獲得しているのかという性質の説明で、大体は市場メカニズムを前提とした、現象的・記述的な議論になっていることが多いようだ。そのため、そもそもそのようなメカニズムや経済関係をどう理解したらよいのか、それこそが知りたいことなのにと、根本のところでは不満を感じてこられてきた方は、案外多いのではないだろうか。そんな知的閉塞状況の中で、珍しくか初めてか、国際関係論に立って、森林・林業問題を考えようとする著作が出た。国民森林会議元事務局長の萩野敏雄氏が書

かれた「日本国際林業関係論」である。

この著作で私が最も注目したのは、著者自らも述べていられるように、アメリカの対日占領時の林政の内容及と、高度経済成長下で木材輸入の激増をもたらした真因の分析である。日本政府は、戦前（第一次大戦後の好況下）の自由化政策で米材の急激な増加に苦しみ、山林地主層の反撃と強い後押しにやっとの思いでそれを断ち切った経験をもつが、戦後のアメリカ占領下の林政は、資源と産業をめぐってさまざまに変化しつつも、少なくとも自国米材についてだけは一貫して輸入自由化政策を堅持するものとなった。そのことが戦後の自由化政策の起点になっていることを著者は私たちに初めて明らかにしたのである。と同時に、著者は、自由化政策はただちに輸入拡大をもたらすものではなかったこと、それが実体化したのは、戦前と同様に、高度経済成長による急激な経済と都市の膨張の中で、国内材の供給だけでは追いつかず、木材価格の急騰が大きな政治問題となる中で、政府

がそれまでの林政の基調となっていた自給政策を放棄した、いわゆる昭和三六年林政にその原因があることを明らかにしたのである。純経済的に見るなら、木材価格が急騰したこと、このことが占領下の林政で実現しなかった米材の輸入を経済的に可能にさせたのであった。つまり、

私たちは、戦前の経験と合わせて、人為的社会的に進む経済と都市の急激な膨張が自然的な財としての木材供給を大きく上回るというその事実が少なくとも根底的な問題の一つになっていることを看取することができるのである。そこ（経済と都市の急激な膨張と消費の増大が輸入を必要とさせること）に、国際経済関係下におけるわが国の一次産業分野全般での自給放棄政策や一九八五年のプラザ合意、為替変動などの問題要因が加わって、今日のような状況を招く主要な要因が構成されたと考えることができよう。しかし、今日では森林の蓄積は増大し、量だけで考えるなら年々の国内の需要を十分に賄えるところまでできている。他方、経済と都市の急

激な膨張は収まり、建築の領域では収縮傾向すら見られるようになった。そこで、安い外材の大量流入で低下した木材価格はさらに一段と下落し、一部を除き、米材など外材の競争力にも大きなかけりが生じて、今日の障害は非木質系材料であると言われるようになった。このことは萩野氏の分析から十分に予想がつくことで、実際、萩野氏もそのように見ていられる。どうやら市場というものと森林・木材との付き合いはどこまでいっても難しく、やはり多様な指標に基づいて提起される「持続可能性」や

ら、再生・循環・安全やらを当面の折り合いの基準にしていくよりほかないようだ、というのが私の結局の読後感想となった。都市というものは、経済の拡大と双子の産物であるが、大きくなればなるほどあらゆる地域から様々な物資を貪欲に取り込むくせに、排出するときは大方その内部や周辺にゴミとして撒き散らすことしかできない存在である。生態学的には明らかに異常な存在である。また、一国の政府や権力の及ばない領域が国際関係であって、そうである以上、そこでの議

論は、共有できる公正な基準を確立し、それに基づいて進められなければならないはずである。それが市場経済の問題に及ぶのなら、近代の経済学が市場経済とガバナンスの問題で苦しんできたように、基準にはそれが反映し、時々の市場経済状態がもたらすさまざまな弊害の克服策が実施されなければならない。国際関係とは自由な世界市場と同義語ではないはずである。萩野氏の本は、このような意味での国際関係論に基づく国際関係論がこれから出てこなければならないことを予感させる本であった。

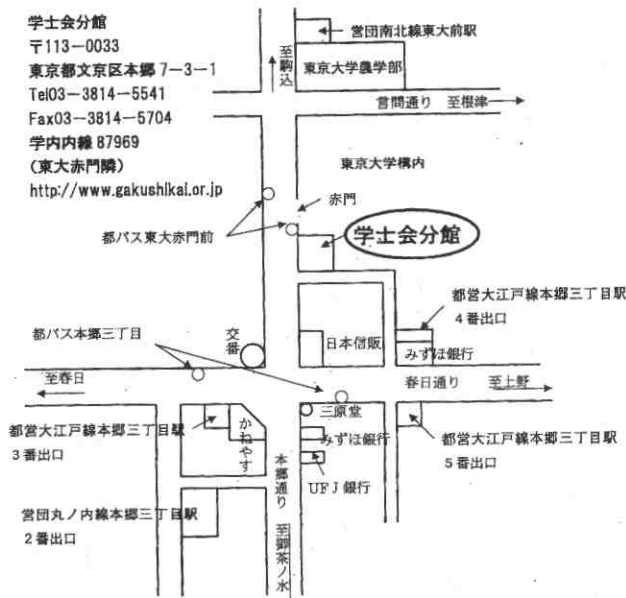
第22回総会のご案内

次の予定で国民森林会議の総会を開きますのでご参集下さい。別途・会員には案内を出します。

日時・二〇〇四年三月一三日(土) 午後一時から
場所・東京都文京区本郷 学士会分館

- 記念講演(当日午後二時から)は、
講師・小原二郎氏(千葉大学名誉教授)です。
- テーマ「日本人と木の文化」
- 総会終了後、希望者(会費・三、〇〇〇円)で懇親会(午後三時)を開きます。

学士会分館
〒113-0033
東京都文京区本郷7-3-1
Tel03-3814-5541
Fax03-3814-5704
学内内線 87969
(東大赤門隣)
<http://www.gakushikai.or.jp>



国民森林会議第二二回総会議案

二〇〇四年三月一三日
東京都・本郷・学士会館

総会次第

- 一、開会のことば
 - 二、議長選出
 - 三、会長あいさつ
 - 四、活動報告と決算報告
 - (1) 活動経過報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 監査報告
 - 五、活動方針と予算案の審議
 - (1) 活動方針の提案
 - (2) 予算案の提案
 - (3) 討論
 - 六、閉会
- ひきつづき記念講演会

二〇〇三年度活動の経過報告

1 提言委員会の報告

① 二〇〇一年度の総会の決定を受けて提言委員会は、森林・林業基本法や基本計画の問題点、運用や改正に当たっての留意点などについて提言を行うべく、三年計画の活動を行っています。一年目は「機能区分と施業について」を中心にとりまとめ、二〇〇三年七月中旬に林野庁や環境省などに提言書を提出しました。その内容は「国民と森林」二〇〇三年夏季（八五）号に掲載されました。

② 二年目は「木材の利用について」をテーマとして、二〇〇四年一月までに六回の委員会を開き、九人の木材利用に関係する専門家を招いて話を聞き、その内容を参考にし取りまとめの内容を検討してきました。「木材利用のあり方によって持続的な森林管理を考える」などの木材利用の基本的な考え方を明確にして検討を進めています。中間報告としてその概要を本誌に掲載いたしました。これからドラフトを作成して委員同士で検討を重ね、四月の幹事会に最終ドラフトを提出する予定です。

2 公開講座

③ 提言委員会は安藤邦廣、田中惣次、手塚伸、半田良一（会長）、羽山伸一、藤森隆郎（委員長）、前澤英一、山田純（事務局長）、山本博一の諸氏に二〇〇三年度から餅田治之筑波大学教授が加わりました。

① 今年度の統一テーマは、「CO₂削減温暖化対策と森林」としました。

② 講座日程等

◇ 第一回講座 四月二二日（土）

テーマ 「地球温暖化と森林・林業・木材対策の推進に向けて」

講師 梶谷辰哉氏（林野庁・森林整備部長）

◇ 第二回講座 六月一四日（土）

テーマ 「地球温暖化対策と政策の経済的評価について」

講師 故森田恒幸氏（環境省・社会環境システム研究領域領域長）

◇ 第三回講座 九月二七日（土）

テーマ 「地球環境と木材利用」

講師 大熊幹章氏（東京大学名誉教授、財団法人・日本住宅木材センター特別研究委員）の予定でしたが

体調をくずされたため急遽會員の意見交換をしました。

◇第四回講座 二月一三日(土)

テーマ CO₂削減と森林の担い手

講師 高木郁朗氏(日本女子大家政学

科教授)

3 記念講演会

① 二〇〇三年三月一五日(土) 一四時

◇テーマ 日本の自然と川を考えるー国

破れて山河あり、国栄えて山河なしー

◇講師 大熊孝氏(新潟大学工学部教授)

② 場所は、学士会分館。

4 出版活動

(1) 会誌『国民と森林』の発行

① 今年も年四回(一月・三月・七月・

一〇月)を基本に発行しました。

② 企画構成について

巻頭言、論説(解説)、地方林政の動

向、会員が所属する森林・林業関係のN

PO・ボランティア活動の紹介、国民森

林会議の活動内容の報告、「切り抜き森

林・林政ジャーナル」、「アトランダム雑

誌切り抜き」など、従来からの企画をよ

り充実させました。

③ 論説(解説)の年間テーマについて

今日、一方では国の政策として森林・

林業基本法が施行され、他方新たな地方

分権の流れのなかで地方からの斬新な政

策的な発信が盛んに行われています。こ

うした国と地方の新たな政策的な枠組み

の中で展開している森林・林業問題を重

点的に取り上げました。

④ 紙面の充実と会員の参加について

会員の意見や専門知識の交流の場とし

て、より多くの会員の参加を誌面を通し

て呼びかけるとともに、会誌の充実と紙

面の刷新に努めました。

⑤ その他の出版活動

提言の三カ年計画の一年目「機能区分

と施業について」提出したものを「国民

と森林」八五号に掲載しました。

5 定点観測

① 本年も引き続き、酒匂川流域(小田原市)

での観測を行いました。その内容を「NP

O・NGOの家作り」と題して、「国民と

森林」八六号に報告しました。

② 観測目標は、都市近郊の歴史のある地方

都市の特性(建築職人層や自給的市民の存

在)と森林・林業の関係です。

③ 観測結果は、都市近郊の歴史のある地方

都市の特性(建築職人層や自給的市民の存

在)と森林・林業の関係です。

④ 本年度は日程の関係で中止しました。

7 共催・後援の活動

① 引き続き、森林フォーラム及び「八ヶ岳

自然と森の学校」の行事を後援しました。

② 地域(長野)における、集会や学習会等

に協力して、講師の派遣・資料の提供等に

努めました。

8 組織の活動

(1) 組織の形態と運営

森林・林業・環境問題がすべての市民・住民

の課題であること、そしてそれらの基盤で

ある中山間地域に問題が顕在化しているこ

とから、東京一極集中的な運営に陥らぬよ

うに、ブロックを単位とした地域の活動と

中央の活動を結びつけた運営に努めました。

(2) 機関

① 総会は、二〇〇三年三月一五日に開催

し、二〇〇三年度の活動方針や予算の審

議をし原案どおり決定されました。

② 評議員会は、二〇〇三年二月八日に開

催し、評議員八名・常任幹事八名・プロッ

ク幹事三名の出席の下で、総会議案その

他重要事項の審議を行いました。

③ 常任幹事会は、会長・事務局長と常任

幹事九名によって、上記の公開講座の日

の午後に年四回開催し、総会で承認され

た活動方針に基づき、会誌の編集その他

の事業の運営について協議しました。

(3) 会員

今年度も会員の拡大確保に取り組みました。

○四年一月三一日現在

通常会員 一六八名(昨年一六七名)

購読会員 一九三名(昨年一七四名)

団体購読会員 一三八名(昨年一五八名)
名誉会員 三名(昨年 三名)

(4) 財政基盤

財政基盤の確立を図るため、会員を拡大する一方、会費滞納者の解消に努めました。

二〇〇四年度活動方針(案)

1 提言委員会の提言と活動

① 二年目と同じ提言委員会のメンバーに増田美砂氏を加え、一年目の川上、二年目の川下の議論を合わせて、川上と川下、森林・林業・林産業全体のシステムと担い手問題などを含めた総合的な提言に向けて検討を進めます。

② 木材利用技術の向上などによる川下の収益をいかに川上に還元するか、それと引き換えに森林の管理技術の向上をいかに図るかなどを検討します。優れた森林管理の担い手なくして適切な森林管理はありえず、優れた森林管理者、経営者、技術者が生活できる条件整備、実力ある担い手の育成のあり方などについて検討します。求められる森林組合やNPOなどの姿についても検討します。

③ 国内の林業問題は国際的な木材市場の動向との関係からも捉えることが必要であり、違法伐採や森林認証制度なども含めてそれを検討します。外材・非木質材の圧力に対して国産材が太刀打ちできるための条件を検討し、そのような木材利用の方法と森林

施業のあり方、制度的なシステムについて検討します。

④ 森林の諸機能の調和的な発揮に向けての検討を改めて行います。

⑤ 提言についてはその普及に努めます。

2 公開講座

① 今年度の統一テーマは、「新しい森林・林業と担い手」とします。

② 講座日程等

◇第一回講座 四月一〇日(土)

テーマ 新規参入者から見た森林管理と

林業経営(仮題)

講師 水野俊哲氏(備信州フォーレス

ト)

◇第二回講座 六月二二日(土)

テーマ 森林育成と雇用(仮題)

講師 広黒直次氏(森林組合連合会組

織部長)

◇第三回講座 九月四日(土)

◇第四回講座 二月二一日(土)

③ 講座の開催時間は、毎回、午前一〇時

三〇分〜一二時。場所は、全林野会館(プ

ラザフォレスト)四階会議室です。

3 記念講演会

① 総会終了後に開催します。

◇二〇〇四年三月一三日(土) 一四時〜

◇テーマ 日本人と木の文化

◇講師 小原二郎氏(千葉大学名誉教授)

② 場所は、学士会分館です。

4 出版活動

(1) 会誌「国民と森林」の発行

① 今年も年四回(一月・三月・七月・一〇月)を基本に発行します。

② 企画構成について

巻頭言、論説(解説)、地方林政の動向、会員が所属する森林・林業関係のNPO・ボランティア活動の紹介、国民森林会議の活動内容の報告、「切り抜き森林・林政ジャーナル」、「アトランダム雑誌切り抜き」など、従来からの企画をより充実させます。

③ 論説(解説)の年間テーマについて

森林・林業基本法が制定されてから三年が経過し、全国の一部では、積極的な木材生産の展開など、新たな林業の動きもみられるようになりました。今年度はこうした林業の新たな動向の発掘と評価に力を注ぐ予定です。

④ 紙面の充実と会員の参加について

会員の意見や専門知識の交流の場として、より多くの会員の参加を呼びかけるとともに、会誌の充実と紙面の刷新に努めます。

5 定点観測

① 本年も引き続き、酒匂川流域(小田原市)での観測を継続します。同時に「国民と森

林」にその報告を行います。

② 観測目標は、都市近郊の歴史ある地方都市の特性（建築職人層や自給的市民の存在）と森林・林業の関係です。

6 森林・林業に関する現地視察

小田原市の酒匂川流域グリーンフォーラムが取り組んでいる「国内の森林とつなぐ新しい家作り」と南足柄市にある「丸太の森」を視察します。

7 共催・後援の活動

① 引き続き、森林フォーラム及び「八ヶ岳自然と森の学校」の行事を支援していきます。（見直し検討課題）

② 地域における、集会や学習会等に協力して、講師の派遣・資料の提供等に努めます。

8 組織の活動

(1) 組織の形態と運営

前年度の運営指針と同様、東京一極集中的な運営に陥らぬように、ブロックを単位とした地域の活動と中央の活動を結びつけた運営を追求します。

(2) 機関

① 総会は、これまでと同様の位置づけ・運営とします。

◇二〇〇五年は、三月二日に開催予定
会場は学士会分館とします。

② 評議員会は、評議員と常任幹事、プロ

ク幹事とで構成し、総会議案その他重要事項の審議を行います。

◇二〇〇五年は、二月五日に開催予定

③ 常任幹事会は、会長・事務局長と常任幹事で構成し、総会で決められた活動方針に基づき日常の事業を執行します。定例の常任幹事会は年四回、原則として公開講座当日の午後開催します。

④ 拡大幹事会は、常任幹事とブロック幹事とで構成し、組織運営で特に重要な課題について必要に応じて開催します。

ブロック幹事は、ブロック内の会員間の情報交換・交流の世話役及び常任幹事会との連絡役を通常の任務とします。

⑤ 「国民森林会議は過去二二年間、「設立趣意書」に記されたように、美しい国土と緑を子孫に残すために国民的合意を高めることを目指し、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結果に努めてきました。具体的には、会誌の刊行、時宜に応じた政策提言の作成・公表、シンポジウムの開催などの活動を展開してきました。

ただし近年、会員数がほぼ横ばいに推移している一方、各種経費は増大を続けています。また従来支援団体のボランティアで事務局を運営してきましたが、これも困難になりつつあります。

そこでこの状況を打開するため、この際、事業活動、事務体制、財政のあり方

の根本的な再検討を行うこととし、この再検討のために特別委員会を設置します。

本委員会は、会長・事務局長・常任委員その他若干名の会員によって構成し、関係事項の検討を行います。この検討結果は、「再建案」に續けて来年の二三回総会に議案として提出します。総会の承認を得れば〇六年度からの実施とする予定です。」

(3) 会員

次の方針に基づき会員の拡大に努力します。

◇通常会員については、新規入会の勧誘に努めた結果、昨年度は若干増加しましたが、本年度も引き続き拡大に努力します。

◇学生などを対象に、一般の購読会員の増加にも努めます。

◇団体の購読会員については、それぞれの団体と緊密に連絡をとりながら、会員数の確保・増大に努めます。

(4) 財政基盤の確立

国民森林会議は、上述のように、会員から拠出される会費（購読料）が唯一の財源となっています。

団体の購読会員の拡大が容易でない状況にあること、また設立当初から会費の改訂を避けてきたことから、財政収支は依然として厳しい状況にあります。

したがって、組織活動の活性化と並行して、主として通常会員の拡大による財政基盤の確立を図るとともに、支出を再点検し費用の節減にも努めます。

2003 年 度 決 算

区分	項目	当初	予算	決算額	
収 入	通常会員	550,000		475,000	
	購読会員	3,400,000		3,404,000	
	出版物収入				
	その他				
	繰越	104,200		104,200	
	計		4,054,200		3,983,200
支 出	会報発行費	2,700,000		2,695,929	
	物品費	0		0	
	通信費	20,000		12,485	
	事務所費	0		0	
	資料購入費	10,000		0	
	印刷費	20,000		6,825	
	総会費	230,000		246,499	
	評議員会費	230,000		238,460	
	幹事会費	230,000		222,000	
	調査・活動費	580,000		374,334	
	提言委員会			250,000	294,334
	定点調査			50,000	0
	公開講座			230,000	80,000
	教育森林助成			20,000	0
	調査予備費			30,000	0
	団体加盟費	20,000			
	通役費				
	シンポジウム				
	小計				3,796,532
	予備費	14,200			
計				3,796,532	
	次年度繰越			186,668	
	合計	4,054,200		3,983,200	

繰越内訳 預金 47,980 振替口座 81680
 現金 57,008

2004年度予算

区分	項目	前年度	予算	当年度	予算
収 入	通常会員	550,000		500,000	
	購読会員	3,400,000		3,200,000	
	出版物収入				
	その他				
	繰越	104,200		186,668	
	計	4,054,200		3,886,668	
支 出	会報発行費	2,700,000		2,600,000	
	物品費	0		0	
	通信費	20,000		20,000	
	事務所費	0		0	
	資料購入費	10,000		10,000	
	印刷費	20,000		20,000	
	総会費	230,000		230,000	
	評議員会費	230,000		230,000	
	幹事会費	230,000		230,000	
	調査・活動費	580,000		520,000	
	提言委員会		250,000		250,000
	定点調査		50,000		50,000
	公開講座		230,000		180,000
	教育森林助成		20,000		20,000
	調査予備費		30,000		20,000
	団体加盟費	20,000		20,000	
	旅費	0		0	
	小計	4,040,000		3,880,000	
	予備費	14,200		6,668	
	計	4,054,200		3,886,668	

森林フォーラムの活動

二〇〇三年度活動の経過報告

1 森林フォーラムの会総会

日時 二月一日(祝日)

講演 「地球温暖化防止政策について」と
題して講演と討論

講師 林野庁林政部計画課・企

画調整官 矢部 三雄氏

森林フォーラム代表世話

人 内山 節氏

会場 全林野会館

参加者 三〇人

2 日帰り研修「高尾山・森林フォーラムの森」

フォーラムを開催しました。

企画 野崎世話人・西山事務局担当

日時 四月六日(日)

八九〇九四年と六回続けて植林を

実施した高尾山の現在の植林地を見

聞。今後の森林整備の手入れを含め

再度調査に入ることが必要と考えら

れます。

会場 東京都八王子・高尾山

参加者 七人

3 赤城親しみの森「森林フォーラムの森づくりフォーラム」

企画 相田代表世話人・雨宮世話人

① 日時

第一回 二月一日(土)～二日(日)

第二回 三月八日(土)～九日(日)

第三回 四月十九日(土)～二〇日(日)

第四回 五月二七日(土)～二八日(日)

第五回 六月二日(土)～三日(日)

第六回 七月二日(土)～三日(日)

第七回 八月三〇日(土)～三一日(日)

第八回 一〇月二日(土)～三日(日)

第九回 十一月五日(土)～六日(日)

第一〇回 二月六日(土)～七日(日)

以上、群馬県赤城村国有林内の森林整備作業(除伐・散策の道づくりと調査など)の森づくりの実作業を一〇回実施しました。

活動状況については、森林フォーラムニュース「赤城森林整備奮闘記」で報告済みです。

② 会場 群馬県・赤城村国有林「親しみの森」内

参加者 延べ一三二人

4 「内山節と訪ねる「山里の夏・巨樹探訪」二〇〇三上野村フォーラム」を開催

企画 内山・相田両代表世話人

① 日時 七月二六日(金)～二八日(日)

例年の通り山村文化を学び村民

との交流を深めあいました。楢の

沢の大トチ「巨樹探訪」を行い、

村民との交流・語り部を聞き、初

めて上野村名産「ブラム園」を見

学しました。

② 会場 群馬県・上野村

③ 参加者 一四人

5 長野県「中部森林管理局管内赤沢自然休養林を中心とする木曾谷周辺視察」フォーラム

を開催

企画 相田代表世話人・西山事務局担当

① 日時 九月二十六日(金)～二十八日(日)

二泊三日

中部森林管理局内の赤沢自然休養林内「学術研究林」を中心に木曾谷周辺の視察研修を実施しました。

② 会場 長野県・赤沢自然休養林・木曾谷周辺

③ 参加者 八人

6 国民森林会議「公開講座」は三回開催されました。

参加者 延べ一四人(森林フォーラムの会の

会員出席者人数です)

7 「森林フォーラムニュース」は、No.68・69・

70・71号発行しました。

8 フォーラムサロンの開催

三月三日(木) 四月一日(木)

五月八日(木) 六月三日(金)

七月一日(木) 九月一日(木)

一〇月九日(木) 十一月四日(金)

十二月二日(月)

フォーラム活動の実行計画の検討とボランティア情報の交換を行いました。

参加者 延べ九〇人

二〇〇四年度活動計画(案)

1 森林フォーラムの会総会

日時 二月二日(日)

会場 財団法人 全林野会館(文京区大塚)

312817)

講演と討論 「最近の森林整備と森林対策について」

講師 森林フォーラム代表世話人 内山

節氏

〈活動企画〉

1 「森林フォーラムの会」は、昨年の活動を踏襲します。

活動の重点として①「赤城森林フォーラム

の森」森林整備作業②恒例の上野村フォーラ

ム③森林・林業視察研修旅行は「朝日の森・

飯豊の森」「山形県・新潟県に両県にまたがる

朝日連峰のブナ林」の実態を視察

以下、具体的活動は次の通りです。

(1) 赤城親しみの森「森林フォーラムの森」

森林整備作業を行います。(いずれも土・

日曜日、一〇名前後の協力をお願いします)

企画担当 相田代表世話人・雨宮世話人

☆ 定例森林整備作業日

三月二〇～二二日 四月一七～一八日

五月一五～一六日 六月一九～二〇日

九月一四～一五日 一〇月三～二四日

十一月三～一四日 十二月一四～一五日

(2) 「上野村フォーラム」について

企画担当 内山代表世話人・相田代表世話

人 開催日時 七月二四日～二六日(二泊三日)

※ 恒例の上野フォーラムは「都市と山村

を「結ぶ」交流の場とし、上野村の巨樹を訪ね、村民との交流を行うフォーラムとします。

参加募集人員は二〇人程度とします。詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

(3) 森林・林業視察研修について

① 東北・関東森林管理局管内の朝日連峰「朝日の森・飯豊の森」の残されたブナ林の森林生態系及び大規模林道中止状況などの現地視察を行います。

企画担当 相田代表世話人・西山事務局 担当

開催日時 九月一八日(土)～二〇日(月)(二泊三日)

参加募集人員は、二〇人とし、詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

2 会費について

●年費は三、〇〇〇円です。
家族会員は年費一人一、〇〇〇円とします。

3 フォーラムニュースは年四回発行します。

4 森林問題の学習講座として国民森林会議の公開講座の受講をお勧めします。

【年間の国民森林会議の公開講座日程】

四月一〇日 六月二日 九月一日

二月一日

いずれも土曜日で、会場は文京区大塚「全林野会館」を予定しています。変更の場合もごいますので相田又は西山まで問い合わせをして下さい。

5 毎月一回定例の「フォーラムサロン」を開催します。

だれもが参加し、話し合ったり、情報交換したり、時には講師を招いてお話を聞いたり、森林フォーラムの会の運営や協議をしたり、自由に意見交換の場としての「フォーラムサロン」です。

日時会場 毎月第二木曜日 世田谷区千歳鳥

山区民センター(電車は京王線千歳鳥山駅下車) ※変更の場合もございますので、相田又は西山へ問い合わせをして下さい。

開催時間 一九時～二一時

☆会費一回二〇〇円程度(お茶代などとして)

☆3月の開催は一八日(木)です。



二〇〇四年二月二日、「森林フォーラムの会総会」で熱心に討論をする会員

八ヶ岳自然と森の学校

二〇〇〇四年度の開講ご案内

主催 八ヶ岳自然と森の学校
国民森林会
後援 中部森林管理局・長野県・茅野市・
茅野市教育委員会・茅野市観光連盟

一六年目に入った八ヶ岳自然と森の学校は、今年も皆様の期待に応える魅力あるテーマをとりそろえ、残雪と芽吹き四月を皮切りに冬山の季節に入る十一月半ばまで期間を広げて開講します。この学校はさまざまな専門分野の先生方の説明を聞きながら、八ヶ岳とのふれあいを通じて人と自然とのかわりを学ぶ「森の学級」です。初心者の方もお誘いあわせて、いろいろな講座を受講していただきたいと願っています。

昨年度は、自然志向の高まりや、地球温暖化問題を考えるテーマの新設などから計三〇講座と従来より大幅に講座数を増やしましたが、一部の講座で参加者数が不足したため開講に至らず結果的に二講座となりました。しかし受講者は二三五名と、前年(二一四名)より増加傾向となっています。このため二〇〇四年度も各

山小屋の努力により内容に工夫を加えて三〇講座を開講する計画をたてました。

新しく開講するのは、①春山のスケッチ⑤八ヶ岳の黒曜石を観る・学ぶ⑨春を見つけながら開山祭へ⑩梅雨時のフラワートレッキング⑪夏の高山植物観察会(五右衛門風呂入浴とスライド上映会付き)⑫里山の冬鳥観察⑬以上〇番号は開講番号の六つです。人気の秋のキノコは昨年と同じ四講座を設けました。ただ、例年一部の講座でたまたま参加者が極端に少ないことがあり、その場合、山小屋の判断で開講を中止することがありますのでご了承ください。

八ヶ岳の山小屋はトイレの水洗化など施設の整備をこのところ一段とすすめ、山歩きの楽しさを一層充実させて来ました。若い層からお年寄まで多様な期待に応える講座内容です。子ど

もたちを自然に触れさせるよい機会にもなるでしょう。なるべく多くの皆様のご参加をお待ちしております。

*八ヶ岳自然と森の学校に一〇回前後参加された方のなかで、適格と認められた人に「森のインタープリター」(解説者)の資格が与えられます。これまでに五八名のインタープリターが誕生しており、全国各地で活躍しています。研修会や集いなどの特典もあります。

八ヶ岳自然と森の学校 2004年度開講スケジュール

期 日	テ ー マ 及 び 講 師	場 所 (山小屋)
各コースとも土・日曜日 ※⑤は木・金曜日 ⑧は日・月曜日 ⑭は金・土・日曜日 ⑳は金・土曜日 連絡先の住所・電話は最終ページをご覧ください。		
① 4月10・11日	残雪の春山を画こう 講師 小倉 玲子 (日本画家)	黒百合ヒュッテ 連絡先: 米川 正利
② 4月24・25日	スノーシューで春山を歩く 講師 八ヶ岳山岳ガイド協会会員	夏沢鉱泉 連絡先: 浦野 岳孝
③ 5月15・16日	山 菜 講師 大木 正夫 (長野県林業大学校)	夏沢鉱泉 連絡先: 浦野 岳孝
④ 5月15・16日	山 菜 講師 藤森 又兵衛	美濃戸山荘 連絡先: 藤森 周二
⑤ 5月20・21日	八ヶ岳の黒曜石を観る・学ぶ 講師 永沼 治 (日本陸水学会・日本珪藻学会)	夏沢鉱泉 連絡先: 浦野 岳孝
⑥ 5月29・30日	八ヶ岳山麓の春 講師 今井 建樹 (長野県植物研究会)	美濃戸高原ロッヂ 連絡先: 田中 敏夫
⑦ 5月29・30日	写真入門 (新緑の夏沢の流れ) 講師 日野 安喜 (日本写真作家協会会員)	夏沢鉱泉 連絡先: 浦野 岳孝
⑧ 5月30・31日	バードウォッチング (里山を中心に、亜高山帯まで) 講師 林 正敏 (日本野鳥の会 諏訪支部長)	夏沢鉱泉 連絡先: 浦野 岳孝
⑨ 6月5・6日	春を見つけながら開山祭へ (北横岳) 講師 日本ガイド連盟公認ガイド	大河原ヒュッテ 連絡先: 田中 光彦
⑩ 6月12・13日	モモンガとヤマネの生態 講師 鈴木 欣司 (日本哺乳類学会)	山彦荘 連絡先: 原田 雅文
⑪ 6月12・13日	ツクモグサとキバナシャクナゲ (初夏の高山植物) 講師 今井 建樹 (長野県植物研究会)	硫黄岳山荘 連絡先: 浦野 岳孝
⑫ 6月19・20日	山岳気象と山岳地図の読み方 講師 長野気象協会&佃 秀敏	オーレン小屋 連絡先: 小平 勇夫
⑬ 6月19・20日	蓼科山写真教室と桜まつり (蓼科山の山桜) 講師 長野気象協会&佃 秀敏	蓼科山荘 連絡先: 米川 正利
⑭ 6月25~27日	自然とふれあうスケッチ (初めてでも、とにかく描いてみましょう) ※2泊3日¥22,000 1泊2日にすることも可能です 講師 小倉 玲子 (日本画家)	根石山荘 (1泊目) 硫黄岳山荘 (2泊目) 連絡先: 浦野 岳孝

期 日	テ ー マ 及 び 講 師	場 所 (山小屋)
⑮ 6月26・27日	フラワートレッキング (梅雨時の高山植物) 講師 今井 建樹 (長野県植物研究会)	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫
⑯ 7月3・4日	蓼科山散策 (森・花・鳥の観察) 講師 遠藤 祐二	蓼科山荘 連絡先:米川 正利
⑰ 7月3・4日	ウルップソウとコマクサ (夏の高山植物) 講師 今井 建樹 (長野県植物研究会)	硫黄岳山荘 連絡先:浦野 岳孝
⑱ 7月10・11日	夏の高山植物観察会 ～五右衛門風呂入浴とスライド上映会付き～ 講師 北原 一三	赤岳天望荘 連絡先:藤森 周二
⑲ 8月21・22日	夏の星座と白鳥座流星群 講師 大蔵 満 (長野市立博物館学芸員)	高見石小屋 連絡先:原田 茂
㉑ 8月28・29日	八ヶ岳山麓の花と木の実 講師 今井 建樹 (長野県植物研究会)	美濃戸高原ロッヂ 連絡先:田中 敏夫
㉒ 8月28・29日	高山蝶の観察 (親子可) 講師 山田 芳男 (日本山岳ガイド協会)	黒百合ヒュッテ 連絡先:米川 正利
㉓ 9月11・12日	初心者の岩登りとザイルワーク 講師 島田 良 (八ヶ岳山岳ガイド)	黒百合ヒュッテ 連絡先:米川 正利
㉔ 9月25・26日	初心者山岳写真講座 (八ヶ岳の紅葉編) 講師 古畑 宏道	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫
㉕ 9月25・26日	キノコ教室とキノコ料理 講師 五味 一郎 (日本菌学会)	蓼科山荘 連絡先:米川 正利
㉖ 9月25・26日	キノコ 講師 大木 正夫 (長野県林業大学校)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
㉗ 10月2・3日	キノコ 講師 藤森 又兵衛	美濃戸山荘 連絡先:藤森 周二
㉘ 10月9・10日	北八ヶ岳の紅葉を撮る・キノコを採る 講師 新妻 喜永 (山岳写真家) と地元のオジサン	大河原ヒュッテ 連絡先:田中 光彦
㉙ 10月15～16日	写真入門 (とっておきのポイント) 講師 日野 安喜 (日本写真作家協会会員)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
㉚ 10月23・24日	八ヶ岳山麓の秋を描いてみましょう 講師 小倉 玲子 (日本画家)	美濃戸高原ロッヂ 連絡先:田中 敏夫
㉛ 11月13・14日	バードウォッチング (里山の冬鳥を見よう) 講師 林 正敏 (日本野鳥の会 諏訪支部長)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝

★ 連絡先 ★

米川 正利	①⑬⑮⑰⑲⑳㉑	Eメール kitayatu@alles.or.jp 〒391-0013 長野県茅野市宮川 11311-8 TEL 0266-72-3613 FAX 0266-82-0555
浦野 岳孝	②③⑤⑦⑧⑪⑭⑰⑲㉓㉔	Eメール iou@xd6.so-net.ne.jp 〒391-0215 長野県茅野市中大塩 13-73 TEL/FAX 0266-73-6673
藤森 周二	④⑬㉒	Eメール yatsugatake.fujimori@nifty.ne.jp 〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1722 TEL 0266-74-2728 FAX 0266-74-2755
田中 敏夫	⑥⑳㉑	Eメール ta-to@cello.oce.ne.jp 〒391-0011 長野県茅野市玉川 1400-829 TEL/FAX 0266-74-2102
田中 光彦	⑨㉑	Eメール tanaka@2530m.net 〒391-0104 長野県諏訪郡原村 5782 TEL 0266-79-5494 FAX 0266-79-6167
原田 雅文	⑩	TEL/FAX 0266-72-3260 〒391-0011 長野県茅野市玉川 2382-5
小平 勇夫	⑫⑮㉓	Eメール o-ren@po.dcn.ne.jp 〒391-0213 長野県茅野市豊平 2472 TEL 0266-72-1279 FAX 0266-72-1296
原田 茂	⑱	TEL 0467-87-0549 〒253-0063 神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸 2-27

★ハヶ岳自然と森の学校のいろいろなコースに、何年かかっても8～10回参加された方の中で、適格と認められた人に、『森のインタープリター（森の解説者）』の資格が与えられます。今まで58名のインタープリターが誕生し、全国各地で活躍しています。

インタープリターだけの研修会や集いなど特典もあります。

★申込み手続きなど

◎各コースの申込み、問い合わせは、それぞれの連絡先（担当の山小屋）へご連絡下さい。

◎参加費用は1泊2日で12,000円（㉑は2泊3日で22,000円）

（2食付き宿泊費、教材、受講料、保険料を含む。交通費は別途。）

◎集合場所、時刻、詳しい内容はお申込み時にお知らせしますが、ほぼ午前10時頃に最寄りの駅付近、または現地集合の心づもりでご準備下さい。

◎希望者が少人数のコースは中止させて頂く場合がありますのでご了承下さい。

◎尚、各コースとも軽い山歩きになりますので、当日は相応の服装、持ち物（雨具、防寒衣類、水筒、弁当、懐中電灯など）とルーペ（虫眼鏡）、双眼鏡などお手持ちの観察用具、筆記用具をご用意下さい。昼食は各自負担となります。

☆お申込みは、下記の項目を明記し、各コースごとに別用紙で連絡先にお送り下さい。

◆参加コース名・期日

◆住所（〒）

◆電話番号

◆氏名

◆生年月日

◆血液型

◆これまでの参加年月日、コース名、その他連絡事項等

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この3カ月〉

12～1月

〔毎日〕12月8日―「アドバシ」で森を守ろう

輸入材に対し、割高な国産材で作った割りばしに広告を掲載することで、差額を補填し、消費を広げる取組を、NPO「エコメデア・ファンデーション」が始めた。森林を維持するのに欠かせない間伐で出来た製品を売ること、森林を守ろうという試みだ。大量消費をおおるのではなく、市民の間の環境保全運動をリードする新しいスタイルの広告を目指している。

国内で一年間に使われる割りばしは二八〇億せん。その九割以上が中国などから輸入されている。中国では割りばしのために木を伐採し、さらにロシアやモンゴルなどから輸入しているという。デザイナーでもある加藤賢一代表は「輸入された割りばしを使うことは、中国や他の国の森林破壊に手を貸すことにつながっている」と話す。

だが、国産材の割りばしは一

ん五円。中国産の一・三円に比べ四倍も高い。国産の割りばしが売れないと、余分な木を定期的に伐採する間伐もされなくなり、森が荒れる。そこで、加藤さんたちが考え付いたのが、国産材と輸入材の差額三・七円を企業などに広告料として補てんしてもらった。

「アドバタイズメント（広告）」と「はし」から「アドバシ」となづけられた広告付き割りばしの第一段は、一〇月に開催された大妻女子大の学園祭でお目見えした。高知県産のヒノキの間伐材で作ったのは、防腐剤や防かび剤を使っていない安全なものだ。広告主には、学生や教授で作る組織や学内に新しくオープンするコンビニエンスストアなどになってもらい、学生一五人も協力した。袋自体をソフトクリームの半額券として使えるようにした。

〔朝日〕12月17日―違法伐採輸入材流通調査へ

違法伐採された木材やバルブなどの規制に向け、環境省が来年度から国内での流通の実態調査に乗り出す。国内に出回る輸入木材のうち二割程度が違法伐採木材と見られるが、流通ルートが複雑で取り締まりが難しかった。地球温暖化対策にも関連するとして、同省は実態調査の結果を踏まえ、三年間かけて違法伐採を水際で防止する方策も検討する。

日本の木材輸入量は昨年、丸太や合板、チップなどを合わせ七二八四万立方メートルで、世界第三位と見られる。国内供給量の八割以上を輸入材が占める。違法伐採が多いのは、安価なインドネシアやロシアからの輸入材といわれている。同省はこれまでもインドネシアなどで違法伐採の取り締まりや技術面の強力、人材育成などを通じて木材取引の健全化を支援してきた。しかし、安さを求める需要サイドの事情も違法伐採を許す温床だとして、途上国やNGOから輸

入国の責任を求める声が高まっていたこともあって、国内対策の本格化に踏み切る。

同省は来年度から輸入業者や木材関係者らにヒアリングを重ね、違法伐採による製品の割合や流通ルートなどの実態を調べる。

〔道新〕12月22日―道産材に産地表示

道は一八日まで、来年度から道産木材の産地表示システムづくりに着手する方針を固めた。カラマツやトドマツなどの人工林木材を「北海道産」と明記して道内に出荷し、消費者にアピールする。道民に身近な道産材を積極利用してもらうほか、価格の高い住宅などの建築資材として売り込む方針だ。

産地表示の目玉はカラマツ。人工林の中でも成長が早く、六割が製材に適した樹齢を迎えているからだ。

道産のカラマツ製材の消費は年間約四三万立方メートルで、八割が道外で消費され、九割以上が価格の安いこんぼう材になっている。

このため、道は産地を明示して「産地地消」を訴えることで、道内での建築資材需要を喚起したい考え。道の調べでは、カラマツの建築材の卸売価格は一立方メートル

万九千円で、こん包材より約一万七千円高い。

道の構想では、来年度中に約百カ所の製材工場を「道産材生産工場」として、認証し、認証工場産の製材に証明書を添付する。

〔訃告〕 1月6日―花粉が出ない杉育苗成功

富山県林業試験場は、花粉症の原因となる雄花の花粉が出ないスギの育成に成功した。県が五日、「はるよこい」の名前で国に品種登録を出願したと発表した。花粉の少ないスギはあるが、全くないものは初めてという。花粉症に悩む人にとっては朗報だ。

花粉を出さないスギは、一九九二年に同試験場の研究員(当時)が、富山市内の神社の境内で発見した。雄花の花粉が作られる課程で、花粉を守る細胞壁が突然変異によってできないため、花粉が正常に育たないという。

同試験場は、このスギの苗木七百六十五本を育成して、花粉の出なかった二九本のうち、最もよく生長した良質な一本を選び、昨年十一月、品種登録を出願した。挿し木による増殖が期待できる。

〔朝日〕 1月10日―緑のダムで働こう

高知県橋原町は四万十川の源流

域にある。町の九一％は森林だ。人工は四四〇〇人。その多くは森を縫う沢水を引いて生活している。そんな里で、中越武義町長は住民からしばしばこんな訴えを聞く。

「水が枯れた」

原因は森を十分手入れしないことにある。木のほとんどは戦後の造林政策で植えたスギやヒノキだ。人工林は適度に切る間伐をしないと、茂った葉が光を遮り、草が育たない。すると土壌が固まり、水がしみ込みにくくなる。わき水も細くなる。

ここに、「緑のダムづくり」に乗り出した町長の発想の原因がある。水を養って、豊かな環境を作ろうというのだ。

森林の所有者はなかなか間伐をしない。木が高値で売れないからだ。一畝間伐するのに普通一五万(三〇万円かかるが、うち七割近い補助が政府と県から出る。それでも赤字になりかねない。

そこで町は大胆な手を使った。従来の補助制度に〇一年度から、なんと一〇万円を上乗せした。森林所有者は間伐材が売れなくても、利益になる計算だ。助成は風力発電の売電収入の一部を充てるという支えがあるから維持できているが、これだけの助成金を出すのは

町の危機感が大きいからだ。

間伐は〇二年度に前年度の五割増しにふくらんだ。〇三年度も順調に伸びた。

異色なのは助成の条件として、森林管理協議会(FSC)という国際機関の認証林になるよう森林所有者に約束させることだ。森林を丸ごと切らない。野生生物を大切にす。売りやすい針葉樹だけでなく、水をたっぷりためる広葉樹も大事にする。そうした環境へのめくばりを求めている。

認証林はいま、町の人工林の半分を占める。「環境意識の高まりで、認証林の木材は買い手が付きやすくなった」と町の森林組合幹部は言う。下降気味だった木材の売上は〇二年度から上向きに転じた。「環境戦略のもとでの森づくりは全国でも特筆に値する」。そう評価するのは高知大学の依光良三幸壽だ。町内の森林と川を調べ、間伐で流域の保水力が大きくなることを実証した。

木を切って売る。町は環境を旗印に、そうしたルートを広げた。林業に活気が戻った。各地で見られている緑のダムづくり比べ、大きな実績を上げている。

日本は国土の七割近くが森林だ。うち四割は人工林で、半分近くが

放置されている。もったいない話だ。水枯れは橋原町のほかでも起きている。その一方、各地で水を確保するためダム計画が進むのは皮肉というほかない。ダムの事業費を緑の再生に使えば、どんなに代わるのか。

橋原町の森林組合はこの二年ほどで臨時職員を含め一〇人以上を雇い入れた。間伐には土建業の四社も参入してきた。緑のダムづくりは、土建に偏した地方の産業のゆがみを正し、雇用も広げている。

〔日農〕 1月8日―竹バイオマスに本腰

山口県内に繁茂する竹を有効利用しようとして、バイオマス利用の研究を今年から本格化させる。竹を加熱してガスを発生させ、これを電力などのエネルギーとして利用する計画。経済産業省の外郭団体や民間企業と共同で取り組み二〇〇五年度の実用化を目指す。

県KY右派、五ヶ程度のチップにした竹を加熱し、ガスを発生させ、電力・温水・蒸気エネルギーに利用する。発電量は百七六キロワットで、製材所での電力として利用する計画。このほか、マンションや学校などでの利用も想定する。将来は中山間地域の電力・熱供給システムとして期待されている。

アトランダム雑誌切り抜き

12～2月

◆森林整備法人の今後／編集部

森林所有者に代わって植林・手入れなど行い伐採時に収益を分取する林業公社など森林整備法人は41都道府県で45法人あって43万haの人工林を造成してきた。しかし材価の低迷で、伐採時に再造林が行われないことや運営資金などの問題がある。公社は借入金によって運営しており、借入残高は一兆四〇〇億円に達している（農林業漁業金融公庫五割、都道府県四割、銀行一割）。このため公社では改善策の検討を始め、27法人が監査法人による外部監査を受け会計方式などの改善を模索。住民の合意形成のもとで公的支援が不可欠なことは明らかで、それがなければ伐採放棄地などが増えよう。（『現代林業』2月号／全国林業改良普及協会）

◆日本の森林は一三〇〇万トンの炭素吸収源になり得るか／熊崎實（岐阜県立森林文化アカデミー学長）

地球温暖化防止のための京都議定書では、日本はCO₂の排出量を90年レベルより六％減らすことになり、政府はこのうち三・九％、一三〇〇万トンを森林の吸収でまかなう胸算段だ。日本の森林は90年までの12年間に、年二七〇〇万トンの炭素を吸収してきた。日本全体の排出量の八％を吸収してきた計算だ。日本では毎年の伐採量が40年前の三分の一以下に落ちていく。成長する量の四分の一程度を伐採利用し、残りを山に溜める構造になった。炭素吸収二七〇〇万トンは木材生産不振の反映だ。京都議定書で炭素の吸収源として認められる森林は、90年以降に実施した植林地か保育・保全措置が加えられたものだけだ。林野庁と環境省の合同委員会が作った基準で林野庁の研究が試算したものは、育成林八二〇万ha、天然生林五九〇万haが対象になるようだ。これでは森林で吸収できるのは二・九％だ。この状態で三・九％

を確保するには伐採量を減らすしかない。しかしそれでは木材の自給率は一〇％台前半になり、間伐もできない。林野庁は、森林整備の速度を速め、新たに三四〇万haの育成林を加えることを示唆している。野心的な目標だがそうでもない。三・九％は確保できない。そのためにも、管理放棄の森林の所有と経営を分離、地域が一括利用権を設定し、どの山にも5～10年に一度は強度な間伐伐を行う。また切捨て間伐では炭素の放出になるので、間伐材はエネルギー源として活用しなければならぬ。ドイツでは「再生可能なエネルギー法」を制定し、バイオマス発電と最低価格を保障した。価格も小規模のものを優遇した。これに比べわが国の制度は遅れている。

地球温暖化防止で大型予算がつき、「公共事業」と同じ感覚で間伐をすすめても成功しない。森林は持続的に利用して守られるものだ。補助金より森林の持続的利用

を促進するためにも、間伐促進のため「グリーン電力」制度創設が有効だ。またわが国の森林統計の整備が急がれる。蓄積一つとって、京都議定書の国際的チェックに堪えられないと懸念される。

森林は毎年成長分だけ伐採する経営では、炭素の収支は均衡するから放出源でも吸収源ではない。京都議定書をめぐる議論で、森林を炭素吸収源にしたが、短期の炭素収支ではバランスの取れた計算ができない。枠組みに問題がある。私は理屈の通らない炭素の収支計算に振り回されるのはやりきれない気持ちだ。しかし三・九％の森林吸収を実現するために森林整備のローラー作戦ができ、間伐材の徹底した利用が実現すれば林業構造改善のまたとない出発点だろう。

◆03年林業経済学会春季シンポジウム「新森林・林業基本法の総合的検討」討議要旨／02年度林業経済学会企画担当理事

3月30日に岩手大学で開かれた春季大会でのシンポジウムは、「仏独の森林法制の変化を踏まえた比較政策論」（石井寛・北海道大学）、「環境政策と基本法の理念」（北尾邦伸・島根大学）、「旧基本法で各種事業の受け皿と位置付け

られた森林組合にとつての基本法の意味」(泉英二・愛媛大学)、

「持続的な林業経営を実現するための担い手問題」(遠藤日雄・鹿児島大学)の報告を受け、三井昭二(三重大学)司会で討論された。

《新基本法の評価》「条文からは評価できない。市町村の役割や国民参加にしてももう少し踏み込んだものが必要」(石井)、「法律の名前が変わったことはいい。流通過程から捉える林業、森林計画を所有者でない人が立てることは評価できるが、うまくいくかどうか疑問もある」(北尾)、「流域林業政策を終始主張してきた経緯等個人的事情を含め全面的否定になった」(泉)、「森林管理の担い手として素材業者にも門戸を開いた点は大いに評価」(遠藤)、「ヨーロッパの森林政策からみれば遅れているが、とにかく一歩踏み出した。内容をつくって行かない」と(土屋俊幸・東京農工大)など議論。

「機会を活かせず根本的に展開に失敗した原因の議論が必要」(柿澤宏昭・北大)を受けて、「林野庁では98年に国有林改革をつくったが実態的にはひどい状態だった。いままでの政策を評価して積み重ねることが必要だった。現状維持的な文章だと思う。官僚ばかりでな

く林業経済学会にも責任はあるが」(石井)、「地球環境問題では林業をきちんとやっていくのが一番の対処法。その多様な林業を林野庁は受け止められなかったのでは。基本法という形で林業を国民にアピールする機会を失した」(北尾)、「流域林業は横割りでないで機能しない。林野庁の官僚行政の縦割りや流域林業の展開を阻害した。また60年代の『基本問題と基本対策』のときには、すぐれた林政論が行政側や学会から出たが、今回はそうしたものがなく林野庁側も10年前の流域林業政策しかなかった。『革命』が起きなかったのは行政機構側と外在的批判を担う私たちの力不足」(泉)。

《環境と林業》「二一世紀になっても日本では林業がなり立たないということは、自助努力の不足だけでは説明できないとなったとき、市場原理主義が間違っていることの実証が日本林業の実態から明確にできる。世界を支配している経済理論・経済体制のあり方自体を森林・林業の立場からひっくり返すところまで私どもがいかなければならないと考えている。新しい林業の予定調和論が成り立たなければ地球がつぶれてしまう、と世界をリードする論調を作っていく

ことだ」(泉)、「森林科学・森林政策は自らの論理を貫き得ないと考えている。森林を科学していくと新たな機能が分かってくるし、それに応じたいいろいろな要請・要求も出てくるが、それを受け止めることが必要だ。新林業政策も結構だがそれをサポートする政策・企画・事業が不足している」(岡田秀二・岩手大)、「基本法ではそこまで踏みこみができなかった。林業としての産業と考え、みんなそれをサポートしながら、木材生産をするところはきっちりやっていく。伐り方は施業でカバール、伐採更新ですから林業を振興して行く」そこから出発するべきだ」(北尾)、「化石資源を使いたいまの社会にアンチテーゼを述べるのはものすごいエネルギーが要る。グリーン購入法の策定時でも、『木材は環境にやさしい資源のリストにいれる』といっても、環境庁は『木材を大量に使うことが環境にやさしいというコンセンサスはない』と主張した。だからコンセンサスを日本や世界で得るために大いに主張をすべきだ」(藤原敬・森林総研)、「ヨーロッパは多目的森林管理を主張している。木材自給率が五〇六割、薪炭材も一〇二割ある。同一林分にいるいろいろな機能を発揮させることをベースにしている。ナチュール二〇〇〇の規制を受ける森林が三割、残った森林で多目的な管理をしている。日本でも環境や土地利用との調整では森林法を根拠にして他省庁と調整したい」(石井)、「河川法では住民参加など官側が受け入れに苦しみながら取り入れている。地球環境問題というのは誰も苦しくない。それでは本物ではない」(土屋)、「環境的な視点を森林に取り込むには短期的には鳥獣保護が突破口になるのでは」(藤原千尋・北海道大)、「炭素権で日本では他国との違いがある。①削減目標で森林の割合が高い②森林のなかで私有林の割合が高いことだ。政策的にどう取り込むかだ。公益機能は私有林でも持っているのだから努力して公益機能・環境機能を上げたものをどう経済的に評価するか議論をするべきだ。炭素の吸収源として補助金をばらまくだけでは国民のコンセンサスは得られない」(小林紀之・住友林業)。「本紙ではB5・20頁にまとめているがその一部を要約。《担い手問題》《基本法と地域》は省略」(林業経済)12月号/林業経済研究

地球温暖化防止のための 森林の役割

みんなで取り組む森林吸収源対策

「地球温暖化防止吸収源対策の推進のための国民支援に関する研究会」
中間報告(H15.7.28)のポイント

林野庁

6%の削減約束は簡単に達成できるものではなく、森林もそのままでは吸収量にカウントされません。吸収量3.9%を達成するためには国際的なルールに従ってきちんと森林を手入れしていかなければならないのです。

日本の二酸化炭素排出量は…

2001年の日本の二酸化炭素排出量は、1990年に比べて5%も増えています。京都議定書の6%の削減約束を達成するためには、2001年に比べて11%も排出量を減らさなければなりません。

このような状況の中で、6%の削減約束を守るためには、森林での吸収量3.9%を達成することが不可欠となっています。

吸収量としてカウントできる森林は、きちんと手入れされたものだけが…

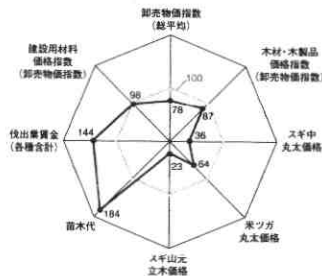
森林を管理する林業は、今、深刻な不振にあえいでいて、森林になかなか手が入らず、間伐が不十分なために、もやしみたいに細く、災害に脆い森林が増えています。



このまま手入れができない森林が増えれば、吸収量は3.9%を下回り、2.9%程度にとどまるおそれがあります。

現在、国をあげて「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に取り組んでいますが、手入れされていない森林や間伐の遅れている森林の整備、林地の適切な管理・保全を、もっとピッチを上げて進めていかなければ間に合いません。

深刻な不振にあえぐ林業



資料：「物価指数年報（日本銀行）」、「木材価格（農林水産省）」、「山林業地及び山元立木価格（財）日本不動産研究所」、「林業労働者職種別賃金調査報告（厚生労働省）」、林野庁業務資料
注：昭和55年（1980）を100としたときの平成14年（2002）の指数

そのためにはどうしても「森林整備を行う資金」が必要になります。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスをいかに減らしていくかが、地球に生きる私たちにとっての課題です。

大気中の温室効果ガスが増えると……

地球から放出されるはずの熱が閉じこめられて気温が上昇します。そうなると、南極の氷が溶けて海面が上昇し低い土地が海に沈んだり、台風の勢力が増したりして、人類が生き延びていく上で様々な悪影響が起こります。

このため世界の国々は、

1997年に京都で開かれた「気候変動枠組条約締約国会議」で、各国の温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」を結び、日本は6%の削減を約束しました。

6%の削減とは…

$$\frac{2008年から2012年までの温室効果ガス排出量平均}{1990年の温室効果ガス排出量} = 94\%$$

そして6%のうち、森林による吸収量は、平成13年に政府が立てた「森林・林業基本計画」を達成した場合に可能となる**3.9%** (1,300万炭素トン/年)とされています。

●この目標値は、諸外国に比べて非常に大きい値となっていますから、日本の森林は、とても重い責任を背負っています。

	森林吸収量	森林面積
日本	1,300 万炭素トン	24 万km ²
カナダ	1,200 万炭素トン	245 万km ²
ロシア	3,300 万炭素トン	851 万km ²
ドイツ	124 万炭素トン	11 万km ²
フランス	88 万炭素トン	15 万km ²
イギリス	37 万炭素トン	3 万km ²

※カナダの吸収量は、日本とほぼ同じ量ですが、森林面積は日本の10倍以上もあります。また、ロシアは、日本の3倍近い吸収量が認められていますが、森林面積は35倍以上もあります。

短期的な効果だけでなく 長期的な効果も期待できるのが、 森林吸収源対策のさらなる魅力です。

循環型社会の構築に寄与します。

脱温暖化社会には、資源やエネルギーの無駄が少ない「循環型社会」を創り上げることが必要です。森林吸収源対策は、森林から生産される木材を持続的に利用することによって、温暖化防止とともに循環型社会の構築にも寄与します。

- 木材は再生産可能で、製造に要するエネルギー消費がとても少ない資源です。
 - 木材を1とした場合、コンクリート1.2、鋼材53、アルミニウム220。
- 木材のエネルギー利用により、化石燃料を代替します。
 - 木材などのバイオマスは、燃料として使っても排出として計上されません。

様々な機能を同時に発揮します。

吸収源対策として実施する森林の整備・保全是、温暖化防止対策としての効果だけではなく、

- 安全な国土の形成
- 水源のかん養
- 生物多様性の保全

といった森林の持つ多様な公益的機能の発揮にも効果があります。

地域の活性化に寄与します。

森林の整備・保全是、それ自体が林業、木材産業や関連産業の振興となります。

森林が健康になって地球の温暖化も防げる 一石で二鳥も三鳥にもなる対策です。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策には、 いくつものメリットがあります。

速効性があります。

**森林の整備・保全をすれば、その時点で吸収量にカウントできます。
用地を確保したり、新たな施設を整備する必要もありません。**

京都議定書の第1約束期間(2008~2012年)まで限られた時間
しかありませんから、森林吸収源対策は効果的な対策です。

確実性があります。

森林の整備・保全をすれば、その吸収量は確実にカウントされます。

予算を使う以上、確実性の高い対策でなければなりません。

安定しています。

**森林の整備・保全によって吸収量をカウントできる森林は、
継続的に森林経営が行われれば、経済変動に影響を受けません。**

先行きの見通しが立つことは、温暖化対策を確実に進める上で重
要です。

森林整備等を行った森林の吸収量は、国際的なルールにもとづいてカウ
ントされます。カウントが認められるものは、1990年以前は森林でなかつ
たところに植えられた森林や、必要な手入れや管理などが行われている(森
林経営されている)森林の吸収量です。

森林吸収源対策は、林業をしている人たちだけの問題ではなく、私たちみんなが考え取り組むべきことではないでしょうか。

美しく価値ある森林を子孫に残すことができ、温暖化対策にも役立つのであれば、どうすればよいか答えは簡単です。森林整備をみんなで一刻も早く進めること！それは人ごとではなく、私たち自身の問題です。

地球のことを
話そう！

温暖化を防止するために、一人ひとりが考えること。

- まず、みんなで地球のことを話す
- 地球の環境を守っている森林について学ぶ
- 自分たちに何ができるかを考える

循環型社会をつくるために、一人ひとりができること。

- 木材など再生産可能な資源を無駄なく、長い期間使う
- バイオマス資源をエネルギーとして使う
- ゴミを出さない、できるだけ分別する（リデュース、リユース、リサイクル）
- 森づくりのボランティア活動に参加して、みんなで森林を整備する



地球のために、森林のために！
だれでも、
何かができるはずです。

政府としての地球温暖化対策は、
 ステップ・バイ・ステップ方式を採用しており、
 第2ステップは必要な追加的対策が実施されます。

ステップ・バイ・ステップ方式



温暖化対策税の導入については、国民的議論を経て
 判断されます。

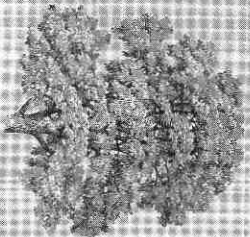
子どもたちが生きていく将来の地球環境を考えた時、温暖化を何としても防いでいかなければなりません。

そのための負担は、今、私たちが負わなければ、対策が遅くなれば遅くなるほど、大きな負担となってしまいます。

環境省が2003年8月、国民的議論に向けて
 温暖化対策税のたたき台を公表
 課税する場合の計算
 ● 税収を温暖化対策に活用することによって削減目標を達成
 〈課税によって使用量を抑える働きと、税収の活用による二酸化炭素を減らす技術開発等の対策とが相乗効果〉
 炭素1トン当たり 3,400円
 カンパニイットル当たり 2円

※試算では、税収を省エネ対策、技術開発、森林整備等に補助金として還元させていただきます。

森林吸収源対策の特徴から通常の予算や温暖化対策税の税収が、森林整備のために使われることは、日本の温暖化対策にとっても、とても大切なことです。



森林の未来を憂えて

——国民森林会議設立趣意書——

日本の風景の象徴である松林が枯れつつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すこしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようににかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑の子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

季刊 国民と森林

2004年春季号
第88号

■発行 2004年3月1日

■発行責任者 半田良一

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(千共)

(年額3,000円)